

青森市森林整備計画 変更計画

計 画 期 間

自	令和 3年	4月	1日
至	令和13年	3月	31日

令和3年3月樹立
令和4年3月変更（第1回）

青森県青森市

目 次

ページ

青森市森林整備計画の変更理由	1
青森市位置図・管内図	2
I (略)	
II 森林の整備に関する事項	
第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	
1 (略)	
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	3
3 (略)	
第2 造林に関する事項	
1 人工造林に関する事項	4
(1) (略)	
(2) 人工造林の標準的な方法	4
(3) (略)	
2 天然更新に関する事項	4
(1) 天然更新の対象樹種	4
(2) 天然更新の標準的な方法	5
(3) (略)	
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	5
(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準	5
(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	6
4～5 (略)	
第3 (略)	
第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
1 (略)	
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域 及び当該区域内における森林施業の方法	7
(1) 区域の設定	7
(2) 森林施業の方法	7
3 (略)	
第5～第6 (略)	
第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	8
2～4 (略)	
第8 (略)	
III～V (略)	
付属参考資料 (略)	

青森市森林整備計画の変更理由

地域森林計画の変更に伴い、必要な事項を青森市森林整備計画に反映するもの

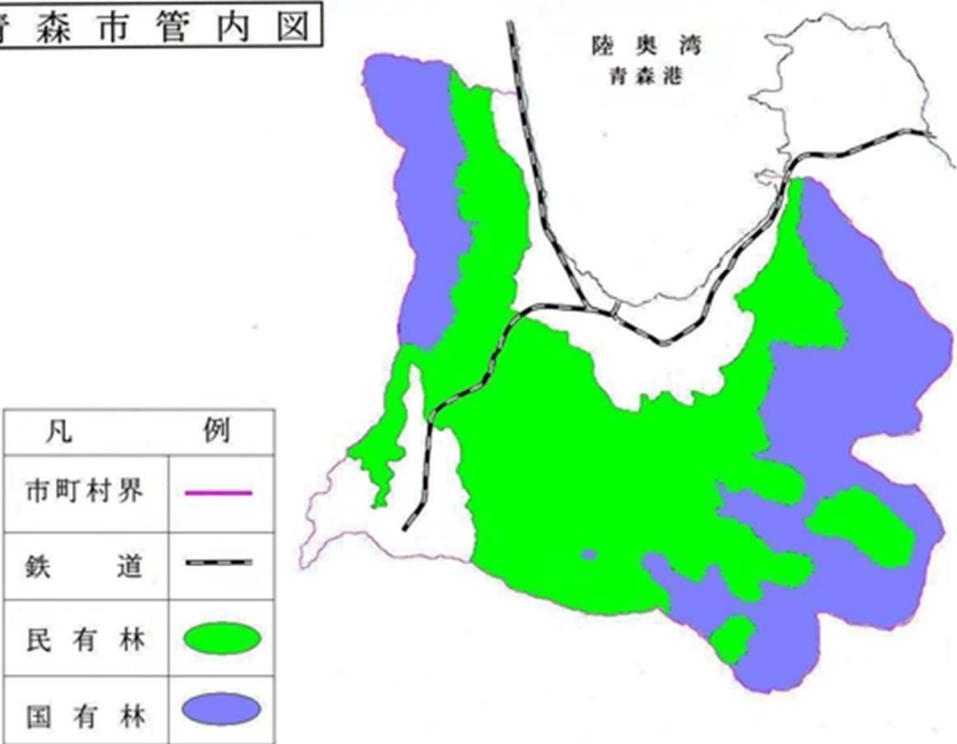
〈主な変更内容〉

- (1) 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）
立木の伐採（主伐）の標準的な方法において、集材については「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行う旨を追加する。
- (2) 造林に関する事項
人工造林については、低密度植栽の導入に努める旨を追加する。
天然更新については、前生稚樹の生育状況や母樹の存在など森林の現況にも留意することとし、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準を定めることとする。
また、天然更新の対象樹種について、東青地域森林計画の変更を踏まえて変更する。
- (3) 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
木材等生産機能の維持増進を図る森林において、新たに「特に効率的な施業が可能な森林の区域」を設けることとし、当該区域の人工林の皆伐後は、原則、植栽による更新を行うこととする。
- (4) 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項
効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準について、東青地域森林計画の変更を踏まえて変更する。

青森市位置図



青森市管内図



I (略)

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 (略)

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採であり、その方法については皆伐又は択伐によることとします。

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うものとし、伐採跡地が連続することのないよう、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の樹高程度の林帯を確保するとともに、伐採対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとします。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととします。

特に伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、周辺の伐採跡地の天然更新の状況等に配慮することとします。

なお、自然条件が劣悪なため、更新を確保するための伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採方法については、択伐等適確な更新に配慮することとします。

さらに、林地の保全、雪崩及び落石等の防止、風雪害等の各種被害の防止、風致の維持並びに溪流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとします。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、現地の地形や湧水等の状況を十分確認して土砂の流出・崩壊が発生しないよう集材方法や使用機械を検討し、集材路や土場の作設時には土砂の流出や転石、伐倒木等の落下が無いよう線形計画や残土処理を適切に行うとともに、伐採後の植栽作業や天然更新を想定した枝条整理を行うなど、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行うこととします。

(1)～(2) (略)

3 (略)

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) (略)

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の標準的な方法

森林の確実な更新を図るため、自然条件、既往の造林方法を勘案するとともに、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システム、**低密度植栽**の導入に努めることとします。なお、樹種別及び仕立ての方法別の標準的な植栽本数は、造林を行う際の指針として下表のとおりとします。

【表1-2 人工造林の樹種別、仕立ての方法別の植栽本数】

主 な 樹 種	植栽本数 (本/ha)
スギ	1,000 (疎) ~ 3,000 (中) ~ 3,500 (密)
カラマツ	1,500 (疎) ~ 3,000 (中) ~ 3,500 (密)
アカマツ、クロマツ	2,000 (疎) ~ 4,000 (中) ~ 5,000 (密)
ヒバ	1,500 (疎) ~ 3,000 (中) ~ 3,500 (密)
ブナ、ケヤキ、ナラ、クリ	2,000 (疎) ~ 3,000 (中) ~ 4,000 (密)
キリ	300 (疎) ~ 450 (中) ~ 600 (密)

注 1 その他の樹種については青森県民有林野造林補助事業実施要領によります。

2 保安林で植栽指定のある場合には、指定された樹種及び本数を植栽することとします。

3 複層林化や混交林化を図る場合の樹下植栽については、施業体系がある場合はそれを踏まえつつ、上層木の立木の樹幹占有面積等を勘案のうえ植栽するものとします。

4 定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市林務担当部局の指導により植栽するものとします。

イ (略)

(3) (略)

2 天然更新に関する事項

天然更新については、**前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況**、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととします。

(1) 天然更新の対象樹種

更新樹種の中から、適地適木を旨として、立地条件、周辺環境等を勘案し、天然更新の対象とする樹種は次のとおりとします。

【表 2 - 1 天然更新の対象樹種】

区分	樹種名
天然更新の対象樹種	針葉樹及びブナ・ナラ類、クリ・クルミ類、ケヤキ、ホオノキ、サクラ類、カエデ類、トチノキ、シナノキ、ハリギリ、アオダモ、カバノキ類、ハンノキ類、ヤマグワ、ヤマナラシ、ミズキ、カシワ等、郷土樹種の広葉樹であって、高木性の樹種
ぼう芽による更新が可能な樹種	ブナ・ナラ類、クリ・クルミ類、ケヤキ、ホオノキ、サクラ類、カエデ類

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の標準的な方法

気象その他の立地条件、既往の造林方法等を勘案して、天然更新の対象樹種について、天然更新すべき立木の本数の基準となる期待成立本数を次のとおり定めます。

また、天然更新を行う際には、当該天然更新の対象樹種のうち周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものがその本数に 10分の3 を乗じた本数 (3,000本/h a) 以上の本数を成立させることとします。

【表 2 - 2 天然更新の対象樹種の期待成立本数】

樹種	期待成立本数
針葉樹及びブナ・ナラ類、クリ・クルミ類、ケヤキ、ホオノキ、サクラ類、カエデ類、トチノキ、シナノキ、ハリギリ、アオダモ、カバノキ類、ハンノキ類、ヤマグワ、ヤマナラシ、ミズキ、カシワ等、郷土樹種の広葉樹であって、高木性の樹種	10,000本/h a

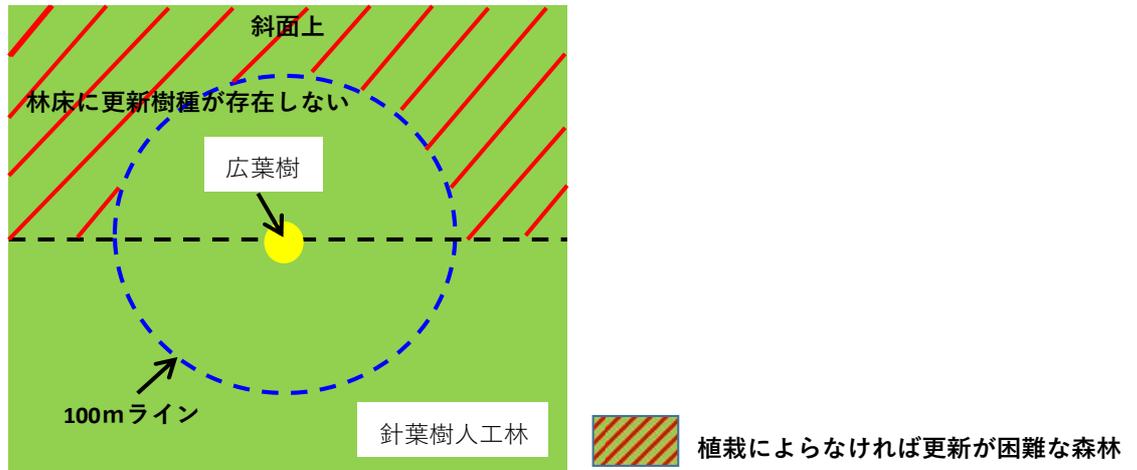
イ～ウ (略)

(3) (略)

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林は、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲 100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林とします。



(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

天然更新が期待できない森林について主伐後の適確な更新を確保することを旨として、天然更新に必要な更新樹種の立木の育成状況、林床や地表の状況、病虫獣害などの被害の発生状況その他の自然条件及び森林の早期回復に対する社会的要請等を勘案し、次のとおりとします。

森林の区域	備考
該当なし	

4～5 (略)

第3 (略)

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 (略)

(1) (略)

- (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
ア～イ (略)

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況や経営管理実施権の設定見込み等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林について、別表1により定めることとします。

また、この区域のうち、林班の5割以上が人工林であるなど人工林を中心とした林分構成で、かつ林地生産力が高い森林において、下記全てに該当する区域を「特に効率的な施業が可能な森林」として必要に応じて定めることとします。

- ・平均傾斜 30° 未満
- ・林道までの距離 1,000m未満
- ・山地災害危険地区（土砂崩壊危険地区、地すべり危険地区）、急傾斜地崩壊危険地区、及び砂防指定地の指定が無い

(2) 森林施業の方法

森林施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進します。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として皆伐後には植栽による更新を行うこととします。ただし、アカマツの天然下種更新及びナラ等の広葉樹でぼう芽更新が可能な場合を除くこととします。

【別表1】

区 分	森林の区域	面積
水源の ^{かん} 涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	(略)	(略)
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	(略)	(略)
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	(略)	(略)
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	(略)	(略)
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	(略)	(略)
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	該当なし	該当なし

【別表2】 (略)

3 (略)

第5～第6 (略)

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

森林施業は、対象森林の植生状況はもとより、当該森林の地形条件、特に、傾斜によりその効率が左右されることから、傾斜区分に応じた作業システム及び路網密度の水準を次の表のとおりとします。なお、路網密度の水準は、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しないものとします。

【効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準】

区 分	作業システム	路網密度 (m/h a)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0～15°)	車両系作業システム	30 以上	70 以上	110 以上
中傾斜地 (15～30°)	車両系作業システム	23 以上	52 以上	85 以上
	架線系作業システム	23 以上	—	25 以上
急傾斜地 (30～35°)	車両系作業システム	16 以上	35 以上	60 以上
	架線系作業システム	16 以上	—	20 以上
急峻地 (35° ～)	架線系作業システム	5 以上	—	5 以上

【基幹路網の現状 (R2. 3. 31 現在)】

単位 延長 : km

区 分	路 線 数	延 長
幹線路網	38	76.3
うち林業専用道	0	0

2～4 (略)

第8 (略)

Ⅲ～Ⅴ (略)

附属参考資料 (略)